

第 5947 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2018年)平成30年 5月 1日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 特定支出控除の改正

Q：特定支出控除の取扱いが改正になったとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

特定支出控除とは、給与所得者が次の①から⑥の特定支出をした場合において、その金額の合計額がその年中の給与所得控除額の1/2相当額を超えるときは、確定申告によりその超える部分の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができるという制度です。

- ①(通勤費)
- ②(転居費)
- ③(研修費)
- ④(資格取得費)
- ⑤(帰宅旅費)
- ⑥(図書費や衣服費、交際費等(65万円が限度))

で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者より証明がされたもの

今年度の税制改正では、特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものが追加され、特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、1ヵ月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額が加えられました。

